

宝塚市パークマネジメント 計画等審議会

第4回審議会 資料説明

日時 令和7年2月25日（火）
午前10時～
宝塚市役所 3F 3A会議室

本日の流れ

1. 開会

2. 議題

● 第4回審議会における到達目標 (資料2)

【報告事項】

- ① 公園区計画の作成に向けたまちづくり協議会との調整状況

【審議事項】

- ② 「パークマネジメント計画」(素案)の修正内容 (資料3)
- ③ 街路樹管理計画の素案 (資料4)

【関連事項】

- ④ 都市計画公園見直しガイドライン素案の確認 (資料5)
- ⑤ シビックゾーン魅力向上に向けたサウンディング実施方針等の確認 (資料6)

3. 閉会

第4回審議会における到達目標

(資料2)

第4回審議会における到達目標 (資料2)

■審議のポイント

- ・ 今回の審議会における全体的な流れ、今後の審議会等の予定の確認
- ・ 報告事項、主要審議事項、関連事項における各到達目標の確認

1. 想定する到達目標について

	項目	資料の概要	到達目標のイメージ
報告事項	公園区計画の作成に向けたまちづくり協議会との調整状況	モデル検討の実施等に関する地元意見と対応方針案	・ まちづくり協議会からの意見、対応方針案について確認
審議事項	「パークマネジメント計画」（素案）の修正内容	パークマネジメント計画（素案）の修正内容（施策1、重点プロジェクト）	・ 従前の審議会等におけるご意見を受けた修正内容について審議
	街路樹管理計画の素案	街路樹管理の問題、基本方針など	・ 街路樹管理にかかる問題や管理の基本方針等について審議
関連事項	都市計画公園見直しガイドライン素案の確認	ガイドラインの位置づけ、検証の流れ・方法の概要	・ ガイドラインの位置づけ、検証の流れ等の概要について確認
	シビックゾーン魅力向上に向けたサウンディング実施方針等の確認	サウンディングの実施概要案	・ サウンディングの目的、対象施設、スケジュール等について確認

今後の審議会・作業部会における 審議・検討の流れ（案）

資料2

凡例）**審議**：審議会において内容の決定を実施
確認：審議会において必要に応じ検討を実施
報告：審議会において結果を報告

	開催済み			今回	開催予定（※内容については見通し）	
	R6. 2. 28 第1回審議会	R6. 6. 28 及び 7. 29 第1回作業部会 第2回審議会	R6. 10. 2 及び 11. 11 第2回作業部会 第3回審議会	R7. 2. 25 第4回審議会 （第3回作業部会と共通）	R7. 4月頃 及び 5月頃 第4回作業部会 第5回審議会	それ以降 作業部会・審議会
現状把握、ニーズ把握等	現状把握、ニーズ把握等の方法について 審議	現状把握、ニーズ把握等の結果について報告			（計画案で掲載）	—
公園等の整備、再編・再配置の方針検討	パークマネジメント計画の目的や構成について 審議	骨子案について 審議	計画素案について 審議	計画の修正素案について 審議	計画案について 審議	計画の成案化に向けた 審議
公園等の管理運営方針検討（市民協働手法）		公園等の管理運営方針の検討目的について 審議				管理運営方針の実践に向けた 審議
公園区計画（案）の作成		公園区計画の目的や作成方法等について 審議	公園区計画（概要案）作成について 審議	モデル地区選定ならびに公園区計画に関するまちづくり協議会個別説明の実施概要と今後の対応方針案について 報告		
公園区モデル事業の検討		モデル公園区の選定方法等について 確認	モデル公園区の選定状況について 報告			
街路樹管理計画の検討	街路樹管理計画の目的や構成について 審議	骨子案について 確認		計画の素案について 審議	計画案について 審議	計画の成案化に向けた 審議
街路樹の現況調査		現況調査の方法について 確認	街路樹現況調査の実施について 報告	街路樹管理計画（素案）において調査結果を 報告		—
都市計画公園見直しガイドライン（案）の作成		ガイドライン案の作成目的等について 確認		ガイドライン案について 確認		見直しの実施に向けた 確認
開発提供公園のあり方や公園開発協力金制度の検討			提供公園のあり方等の検討目的などについて 確認		あり方等の具体的内容（修正案等）について 確認	あり方等実現に向けた 確認
公園及び街路樹の包括管理業務委託の検討		包括管理委託の検討目的等について 確認			包括管理委託導入に向けたサウンディング等調査の方法等について 確認	サウンディングの実施、包括管理業務委託導入に向けた 確認
シビックゾーン魅力向上に向けたPark-PFI等民間活力導入手法の検討			検討スケジュール、検討施設について 報告	サウンディングの公募資料、スケジュール等の 確認	サウンディングの実施方針について 報告	サウンディングを踏まえた民間活力導入手法について 報告

【報告事項】

- ① 公園区計画の作成に向けた
まちづくり協議会との調整状況**

① 公園区計画の作成に向けた まちづくり協議会との調整状況

ア) 概要

公園区計画の作成ならびにモデル地区における検証について、これまでにまちづくり協議会代表者交流会、各まちづくり協議会に対する個別説明を実施

- いただいたご意見からは、特にモデル地区における検証については、候補地区の選定方法を中心に十分理解を得られた状況ではなく、客観的なデータによる地区選定の継続は困難な見通しにある。
- 他方で、一部地区は今後予定する地区別まちづくり計画の中間見直しにあわせ、公園区計画の作成に意欲を示している。



モデル地区検証等の進め方について見直し案を検討

- 計画作成に意欲的な地区があることを踏まえ、①「モデル地区選定案は取り下げ、「挙手性による公園区計画策定」を採用し、ご協力いただける地区から先行的に取り組みます。また、②公園区計画作成に当たる市で出来る取り組みを展開するほか、先行して行われる③計画作成の成果や留意点の取りまとめ等の取組が考えられる（注）。※配布資料から修正

注：これらを行うことで、モデル地区検証で想定していた目的を一定達成できることが見込まれる。（見本となる公園区計画の作成、計画作成の成果や留意点の把握等）

① 公園区計画の作成に向けた まちづくり協議会との調整状況

【今後の見通し】

- 令和7年3月12日（水） 第9回まちづくり協議会代表者交流会
市と連携し公園区計画作成に協力いただける地区を挙手制で募集すること
と、計画作成にあたっての市の取組内容を提示
- 令和7年5月上旬 令和7年度 第2回まちづくり協議会代表者交流会
市と連携し公園区計画作成に協力いただける地区を選定、計画作成にあ
たっての市の取組内容の確定 など



令和7年度に予定するまちづくり計画の見直しにあわせ、
公園区計画の作成に着手

- 令和7年5～7月にかけて、計画作成着手に向けた調整
- 令和7年7月以降 公園区計画の作成スタート
- 令和8年3月 公園区計画（案）の作成

【審議事項】

- ② 「パークマネジメント計画」 （素案） の修正内容
- ③ 街路樹管理計画の素案

② 「パークマネジメント計画」 （素案） の修正内容

資料 3

■第2回作業部会における主なご意見（関係箇所抜粋）

《施策の関係性》

- ・ 各施策は並列な関係でなく、階層的な関係ではないか。
- ・ 市民や地域による取組を円滑に進めるには、そうした関係性であることを示すことが重要ではないか。

《施策内容の整理》

- ・ 施策に重複感がある。
- ・ 市民が取組むように見えず、どのように実現されるのか見えにくいため、施策の目標像や期待される効果、市民、事業者にとってのメリットなどを示す必要がある。

《重点プロジェクト》

- ・ 施策1以外は行政が主となる取組になっていること、公園区計画が作成される前にすでに示されていることに違和感があるため、全体の構成を検討してほしい。
- ・ 重点プロジェクト4開発提供公園に関しては、公園協力金が地域に還元されるようにしてほしい。
- ・ 重点プロジェクト5は完全に行政が行う取組であるが、民間からの協力金制度や自主管理を行うものであれば、官民連携の取組と位置付けることもできる。提示する必要があるかも含め検討してもらいたい。

《庁内の横断的な連携による取組》

- パークマネジメント計画には、庁内の横断的な連携による取組が抜け落ちている。全庁的に公園を活用していくものにしないと、ソフト面の展開が不十分なものとなる。
- 公園区計画でも、幅広い分野の取組が示される可能性があり、庁内の横断的な連携の仕組みを整える必要がある。
- 市民への働きかけも情報発信という一方向的なものではなく、市民との情報共有という双方向的なものであるべきである。

《施策内容の整理》

- まちづくりの視点からみると、ため池や駅前広場なども対象とし、他部局との連携を通じた検討を行うことができないか。ただし、都市のみどり全般とすると、みどりの基本計画と同じようなものになりかねず、都市施設に限る等の条件整理が必要ではある。
- 全体的な構成を見据えながら、街路樹についても書ける範囲で示すようにしてほしい。

《ローカルルール検討》

- ローカルルール検討について、こどもの遊びへの騒音苦情が多く寄せられた場合、規制を強める方向になることが危惧される。多様な利用に配慮し、公平なものにまとめることが重要である。
- 公園協力金の使途は、地域の幅広い意見を引き出したり調整したりするコーディネーター等の専門家の派遣等に使うなども検討してはどうか。

■第3回審議会における主なご意見（関係箇所抜粋）

《各主体の定義》

- ・ 市民、民間、行政の定義が明確ではなく、整理が必要ではないか。

《公園区協議会》

- ・ 現役世代の参加をいかに促すかが重要である。
- ・ 団体単位ではなく、個人でも参加できるとするなど協議会のイメージを早めに固めていくとよい。

《実施施策の整理》

- ・ 公園区計画の内容として、施策2以下があるため、施策1との関係を整理してほしい。
- ・ 施策2～5を含むとボリュームや整合性の問題が生じるため、施策1に絞ったほうがわかりやすくなるのではないか。
- ・ 施策1の目標像に関する文言は、参画に焦点を当てすぎている印象を受ける。
- ・ 施策2の現状の3つめが二重表現になっていて、「ニーズ」という文言は不要ではないか。
- ・ 施策3は、表現の順番の問題であるが、コストの課題を前面に出すと、市民の善意を利用するといった印象を与えかねない。
- ・ 施策8は市民の意見が反映されないのではないかという印象を与えかねない。「民間ノウハウの活用」、「官民市民と連携」といった表現もあり、書き分けに工夫してほしい。

《重点プロジェクトの整理》

- 重点プロジェクトに、施策2～5を含むとボリュームや整合性の問題が生じる。施策1に絞ったほうがわかりやすくなるのではないか
- 施策1～5の内容が含まれているが、各施策で重点プロジェクトとの関係を示すとわかりやすくなる。

《こどもの意見の反映》

- パークマネジメント計画においても、基本的な考え方などの部分で、こどもの意見を反映する等の一文を記載してほしい。
- 小中学校を対象にしたアンケートで得られた情報を提示してはどうか。

《街路樹》

- 公園区計画の検討では、街路樹の扱いが重要である。

《計画の推進方法》

- 公園区協議会に関しては、「6.計画の推進方法」の項目で、各主体が果たす役割を示すとわかりやすくなるのではないか。

■第3回作業部会における主なご意見（関係箇所抜粋）

《こどもの意見の反映》

- こどもの意見の反映は、計画の推進方法の欄に記載できるのではないかと。公園利用の主体として、こどもも大人と対等に扱うことが考えられる。
- 公園区協議会等へのこどもの参加なども記載してはどうか。
- 市の政策でも「こどもまんなか」の取組に踏み込んでいる。計画の基本的な考え方への記載も検討されてはどうか。

■ これまでにいただいたご意見への対応（概要）

会議	ご意見の要旨	パークマネジメント計画における対応概要
第2回作業部会	施策の関係性について整理し、その関係性を分かりやすく示すべき	● 公園区計画を軸に、そのほかの施策との関係性を整理し、わかりやすく示す方向で検討。
	施策の内容に重複があり、目標像等も分かりにくい	● 各施策の目標像や期待される効果などを追記。
	重点プロジェクトに、行政が主となる取組が多く含まれているほか、開発協力金の趣旨に沿った還元方策の追記が必要	● 重点プロジェクト5の可否を含め、重点プロジェクト全体の構成を再度検討。 ● 重点プロジェクト4開発提供公園に関しては、開発協力金が各公園区ごとの整備に充てられるよう、公園区ごとで基金を管理するなどして対応。
	庁内の横断的な連携による取組について記載がなく、市民との連携も双方向的であるべき	● 庁内の横断的な連携については、施策1、2に限らず、基本方針や計画の推進方法など適所で提示。 ● 市民協働推進課をはじめ、庁内の連携を図れるよう検討。 ● 市民との情報共有の方法については今後検討。
	計画の対象施設の整理が必要	● パークマネジメント計画での対象施設については、他部局との連携も含めて今後検討。 ● 今後行う街路樹管理計画の検討内容を踏まえ、パークマネジメント計画の対象施設における樹木管理等の方向性や取組を整理。
	ローカルルール of 留意点や開発協力金の使途	● 公園区計画の検討過程等を通じ、地域の人々から幅広い意見収集に努めるとともに、ローカルルールが市民にとって公平なものとなるよう慎重に検討。 ● 公園開発協力金の本来の趣旨を踏まえ、コーディネーター等の専門家の派遣等での使用も検討。

会議	ご意見の要旨	パークマネジメント計画における対応概要
第3回審議会	市民、民間、行政の定義が明確ではなく、整理が必要ではないか。	● 市民、民間、行政の定義について整理。
	公園区協議会には現役世代の参加が重要	● 現役世代に参加してもらえるよう検討。 ● 公園区協議会のイメージを検討。
	施策間の関係性について整理し、表現について見直すべき	● 施策1と施策2～5の関係性について整理。 ● 施策1、施策2の現状、施策3の表現を修正。施策8は市民の意見を反映することがわかるような表現に。
	重点プロジェクトは、施策1に絞ったうえで、各施策との関係性を示すべき	● 重点プロジェクトの構成について検討。 ● 施策と重点プロジェクトの関係を整理。
	こどもの意見の反映について記載すべき	● こどもの意見を反映する等の考えの追加を今後検討。
	公園区計画では街路樹の扱いが重要ではないか	● 地域の意見を踏まえ作成する方向であるため、今後追加。
	公園区協議会の各主体の役割を示すべき	● 各主体が果たす役割について提示。

会議	ご意見の要旨	パークマネジメント計画における対応概要
第3回作業部会	● こどもの意見の反映は、計画の推進方法の欄に記載できるのではないか。公園利用の主体として、こどもも大人と対等に扱うことが考えられる。 ● 公園区協議会等へのこどもの参加なども記載してはいかがか。 ● 市の政策でも「こどもまんなか」の取組に踏み込んでいる。計画の基本的な考え方への記載も検討されてはいかがか。	● こどもの意見の反映等について、記載箇所や内容の検討を行う。

当審議会における審議のポイント

- パークマネジメント計画（素案）の修正内容について確認いただく

「パークマネジメント計画」（素案）の主な修正内容

■主な修正内容

前回審議会、第3回作業部会等におけるご提案を受け、下記の項目を中心とする修正案を作成。

※昨年7月の第2回審議会までにご審議いただいた、計画の前半部分（計画の位置づけ、現状と課題の整理など）もあわせ、**計画全体の素案（修正稿）として整理**

●実施施策1「公園区計画の作成」について

- ・施策名を「公園区計画の作成と推進」に変更。
- ・施策内容について、他の実施施策と重複していた箇所を整理。

	従前	修正案
タイトル	公園区計画の作成	公園区計画の作成と推進
内容	③公園区計画を踏まえた公園等の魅力向上・整備の推進 ・公園区計画に示される地域の考え方やニーズを踏まえ、公園等の魅力向上などにつながる事業の検討や実施に取り組みます。 ・本市全体の状況や市の予算などに応じた公園区計画に示される地域の考え方やニーズを踏まえ、公園等の整備・リニューアルの実施を検討します。	③公園区計画の推進 ・公園区計画に示される地域の考え方やニーズを踏まえ、公園等の魅力向上などにつながる事業の検討や実施に取り組みます。

●重点プロジェクトについて

- ・ 公园区計画の作成と推進を着実に進めることに重点を置く考え方のもと、重点プロジェクトの構成内容を下記のものに変更。

	従前	修正案
タイトル	公园区計画の作成と推進	公园区計画の作成と推進
内容	①公園利用ローカルルール作成の促進 ②公园区協議会（仮称）の設置促進・支援 ③地域における維持管理・利活用の促進や支援 ④公园区計画の実現に向けた公園等の整備・再整備の推進 ⑤円滑な市民協働の取組推進に向けた支援体制の充実	①公园区計画の作成 ②公园区協議会（仮称）の設置推進 ③公园区計画の推進

●こどもの意見の反映について

- ・策定の趣旨、計画の位置づけ、基本目標、基本方針に、こどもを含め幅広い世代の多様な市民との協働に取り組むことを追記。

	従前	修正案
策定の趣旨	この市民協働のまちづくりの方針を踏まえながら、上記の課題に対応するため、幅広い世代の市民ニーズに即した	この市民協働のまちづくりの方針を踏まえながら、上記の課題に対応するため、 こどもからお年寄りまで 幅広い世代の 多様な 市民ニーズに即した
関連計画	(記載なし)	関連計画に”宝塚市こども計画たからっ子「育み」プラン”を追加
基本目標 ■上位計画等におけるまちづくり等の目標	みどりの基本計画においても、市民、各種団体、民間事業者、行政のあらゆる主体との協働により、それぞれがやりたいことのできる理想のまちにおいて、宝塚市らしいみどりあふれるまちづくりを進めることを基本理念に、『みんなでつくる 花とみどりの夢舞台』をキャッチフレーズに設定	みどりの基本計画においても、 こどもからお年寄りまで幅広い世代の多様な 市民、各種団体、民間事業者、行政のあらゆる主体との協働により、それぞれがやりたいことのできる理想のまちにおいて、宝塚市らしいみどりあふれるまちづくりを進めることを基本理念に、『みんなでつくる 花とみどりの夢舞台』をキャッチフレーズに設定
基本方針 (1)公園づくりを通じた多様な主体との協働によるまちづくりの推進	この考え方のもと、 こどもを含む 幅広い世代の多様な市民や各種団体、民間事業者などあらゆる主体との協働や連携を積極的に進める公園づくりの取組のなかで、	この考え方のもと、 こどもからお年寄りまで 幅広い世代の多様な市民や各種団体、民間事業者などあらゆる主体との協働や連携を積極的に進める公園づくりの取組のなかで、

③ 街路樹管理計画の素案

資料 4

当審議会における審議のポイント

- 計画（素案）の構成が適切であるか
- 本市街路樹における課題の整理が適切であるか
- 街路樹管理の基本方針及び目標の設定が適切であるか
- 基本方針の実現に向けた課題解決施策の整理が適切であるか 等

計画策定の背景・目的、公園区計画等との連携

■計画策定の背景・目的

《背景》

- ・ 街路樹の機能・役割、街路樹整備の経過（高度経済成長期以降の設置）
- ・ 設置後の時間経過に伴う種々の課題の拡大（大木化・老木化等）
- ・ 本市の社会情勢や財政状況等から、持続可能で効率的な維持管理が必要

《目的》

安全・安心な道路づくり、良好な都市景観の創出、より効果的な維持管理を目指すことを目的に、街路樹管理計画を策定する。

■公園区計画等との連携

街路樹管理計画では、本市全体ならびに地域の公園等におけるみどりのあり方と整合をとりつつ、宝塚市全体の街路樹のあり方を踏まえ、**地域や路線等の特性に対応した街路樹のあり方について検討**を行うことが重要。

検討の視点

- 街路樹が植栽されている個々の道路空間の特性やシンボル路線等の各路線の位置づけを踏まえ、それら特性や位置づけに対応した整備・管理を行うことを基本とする。
- ただし、その際、各路線（または路線を区分する各ブロック）と関連する公園区計画において、公園等と街路樹のあり方の双方の要素を踏まえた検討を行うことが重要となる。
- 地域の実情に対応する視点では、土地利用が密でみどりの量が少ない地域においては、街路樹は地域の貴重なみどりであり、その重要性を踏まえた整備・管理を行うことが望ましい。
- 公園区計画の検討に対応する視点では、市全体の街路樹管理等の基本的な方針を踏まえ、地域の意向も確認しながら地域の公園等や街路樹のあり方を検討する。

街路樹現況調査

■現況調査の目的と方法

ア) 対象

- 宝塚市が継続的に高木の剪定管理を実施する市道40路線の中から、単木のみを2路線を除外した38路線を対象

イ) 目的

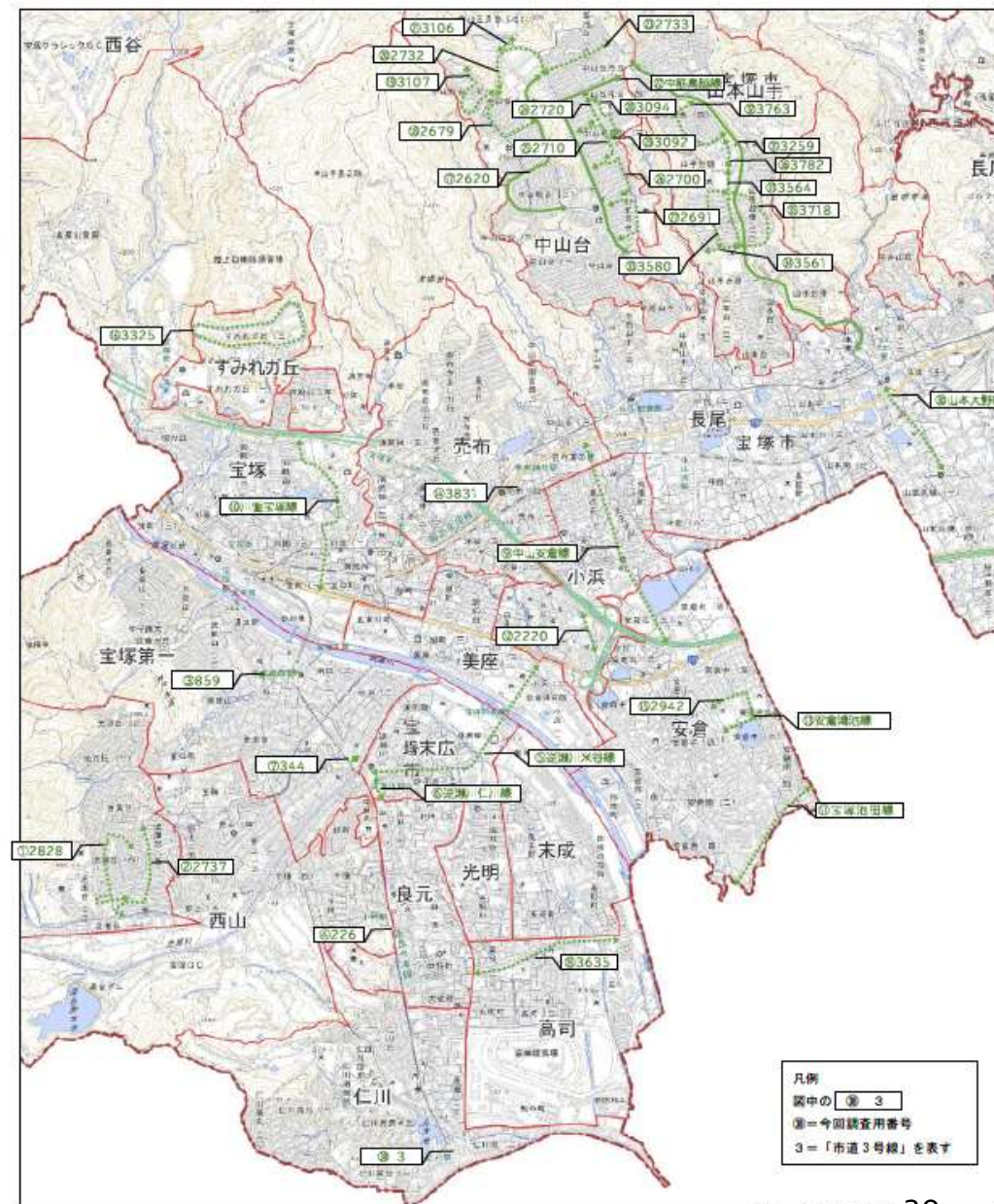
- 街路樹の健全度、精密診断の必要性、剪定処置の必要性等の判定を行う。

ウ) 調査方法

- 調査対象路線について各路線10本（標準）を選定し、高木1本毎に樹木点検を実施。その結果を机上作業で定量分析を行い、健全度等の判定を行う。

■調査対象路線

- 山麓部（中山台、山本山手、すみれガ丘）と平野部の市道合計38路線について調査を実施



調査結果概要 「街路樹」

(1) 樹高

- 樹高は剪定作業により一定の高さに抑えられている路線が多い。

(2) 幹周

- 幹周の平均値が1.0mを越えているのは38 路線のうち9 路線となり全体の23.6%で樹木の大径化を確認した。

(3) 枝張

- 自然樹形で育生している路線では隣り合う樹木と重なり合い、連続した緑を形成している。

(4) 肥大生長（根上り、舗装クラック）

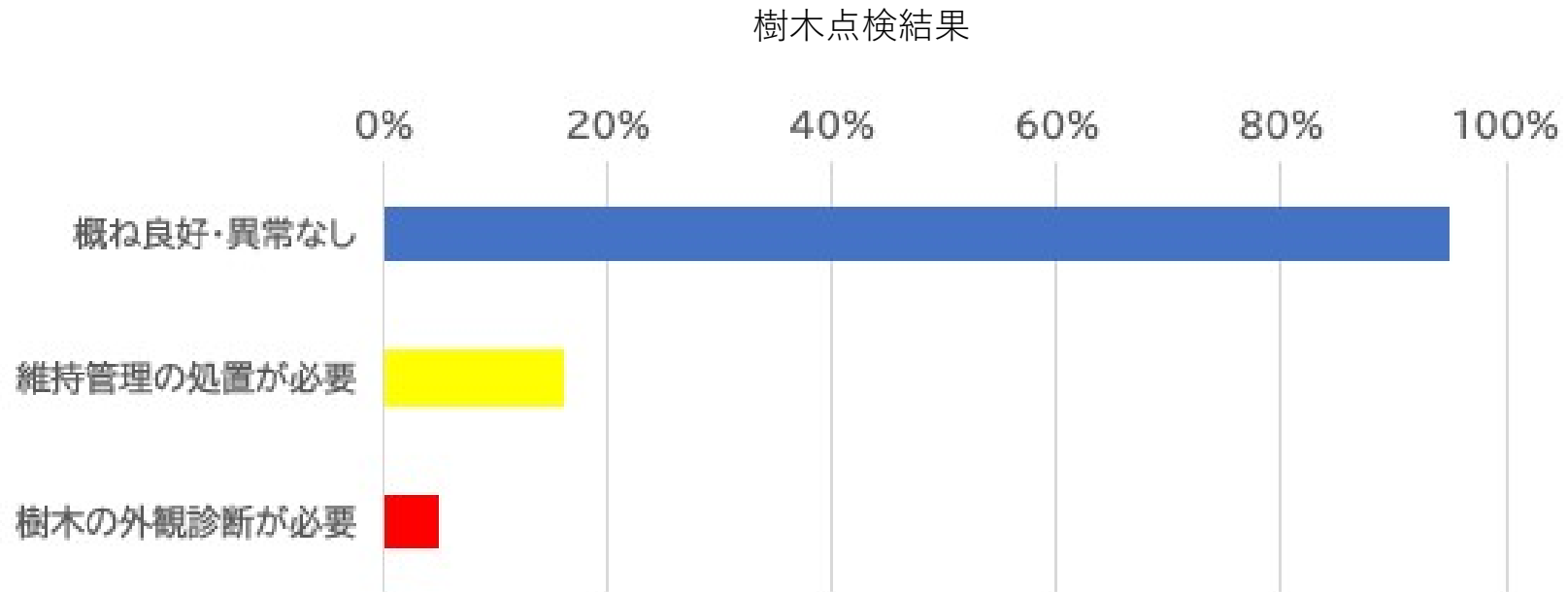
- 樹木点検の結果から、半数以上で「根上がり・舗装クラック」を確認した路線を抽出すると11 路線となった。

(5) 建築限界越え

- 建築限界越えが多く（歩道側と車道側の合計が50%以上）確認されたのは15 路線である。

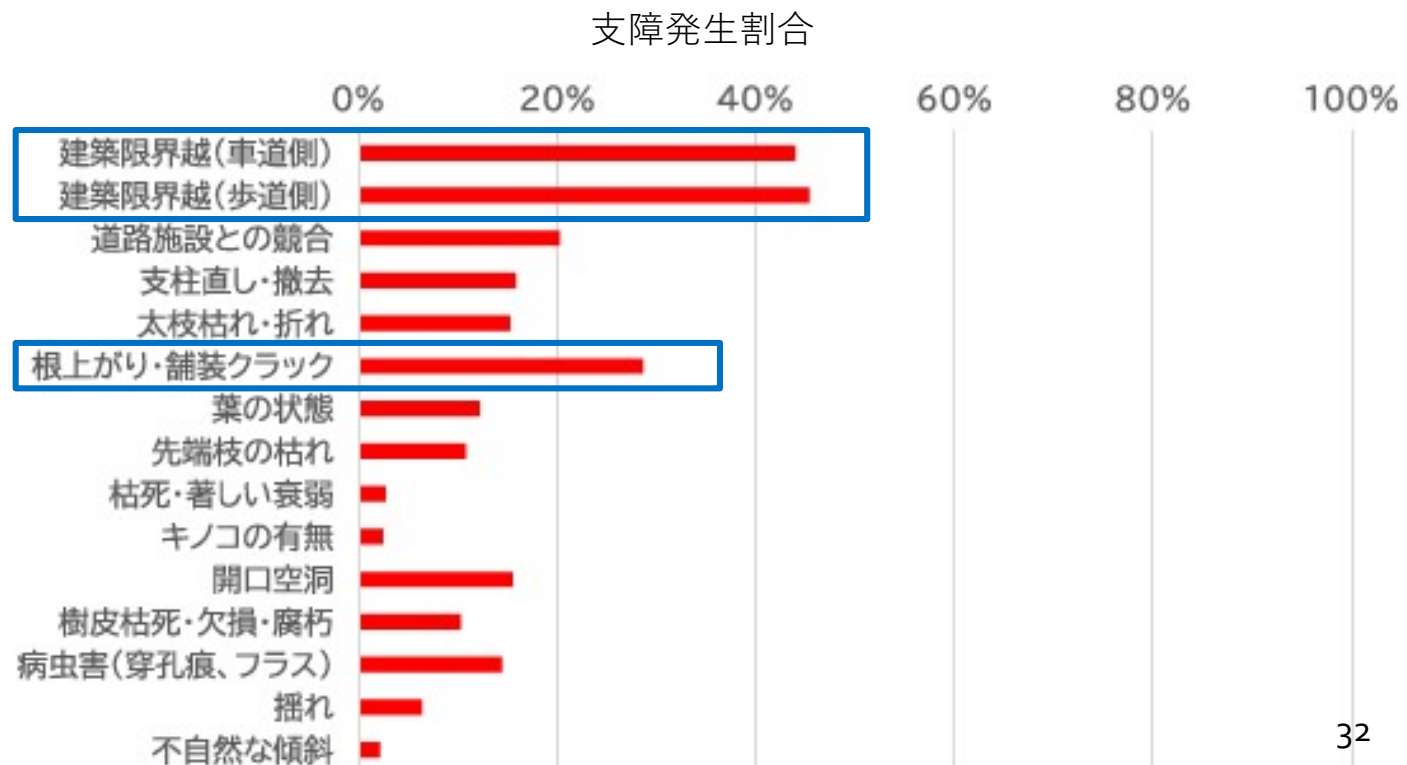
樹木点検結果

- 一部路線を除き、樹木の健全度は「概ね良好・異常なし」が全体の90%以上となっているが、外観診断調査が必要な樹木（強風などにより倒木の可能性がある）が17本存在する。



何らかの支障発生割合

- 何らかの支障発生割合は「建築限界越」が多く、次に「根上がり・舗装クラック」が多くなっている。
- ⑩市道川面宝塚線のプラタナスは内部腐朽が進んでおり、調査した全数で「揺れ」を確認し危険な状態であることから、早急な対応を講じた。
- 一部の路線では支柱が機能していないうえ、樹木の生育を阻害しているものがあり、早急な撤去が必要である。



調査結果概要 「歩行空間」

- 現況調査では車道を含めた道路の断面構成を調査した。
- 歩道有効幅員はの通り、植樹桝の縁石部を歩行可能空間と捉え、**官民境界から植樹桝縁石内側までを歩道有効幅員**とした。
- 調査結果を集計した結果を「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」により、車いす通しがすれ違える歩道有効幅員2.0mを基準にすると、歩道有効幅員2.0m以上の路線は14 路線にすぎず、**半数以上が有効幅員2.0 m未満の狭幅員歩道**である。

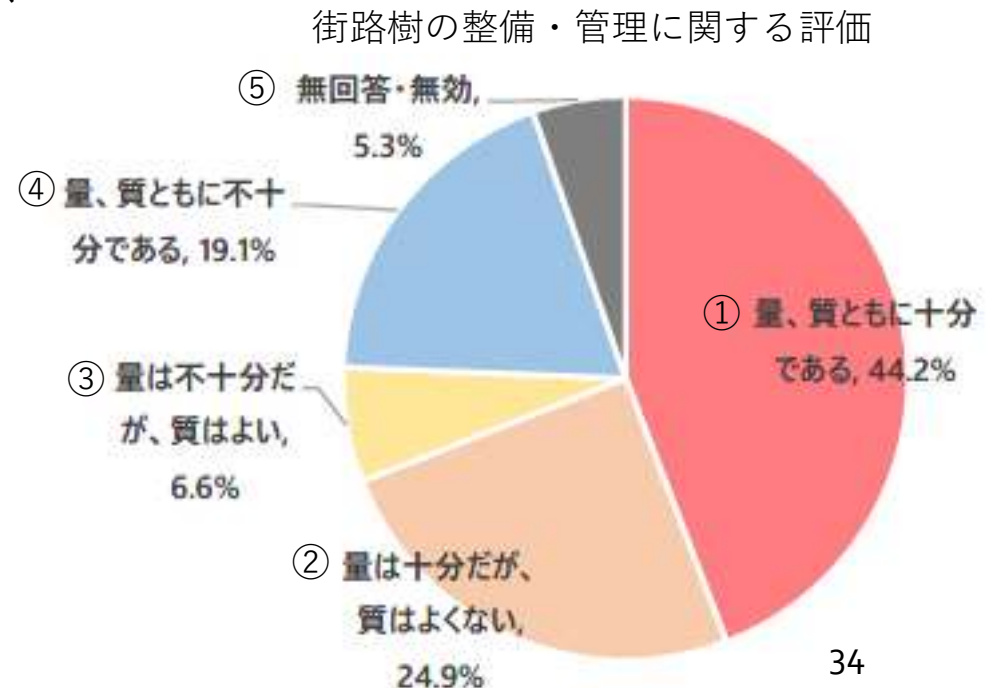
歩道有効幅員の見取り図



参考) 街路樹に関するアンケート回答 (令和6年3~4月実施) ※アンケート結果の概要は第2回審議会で報告済み

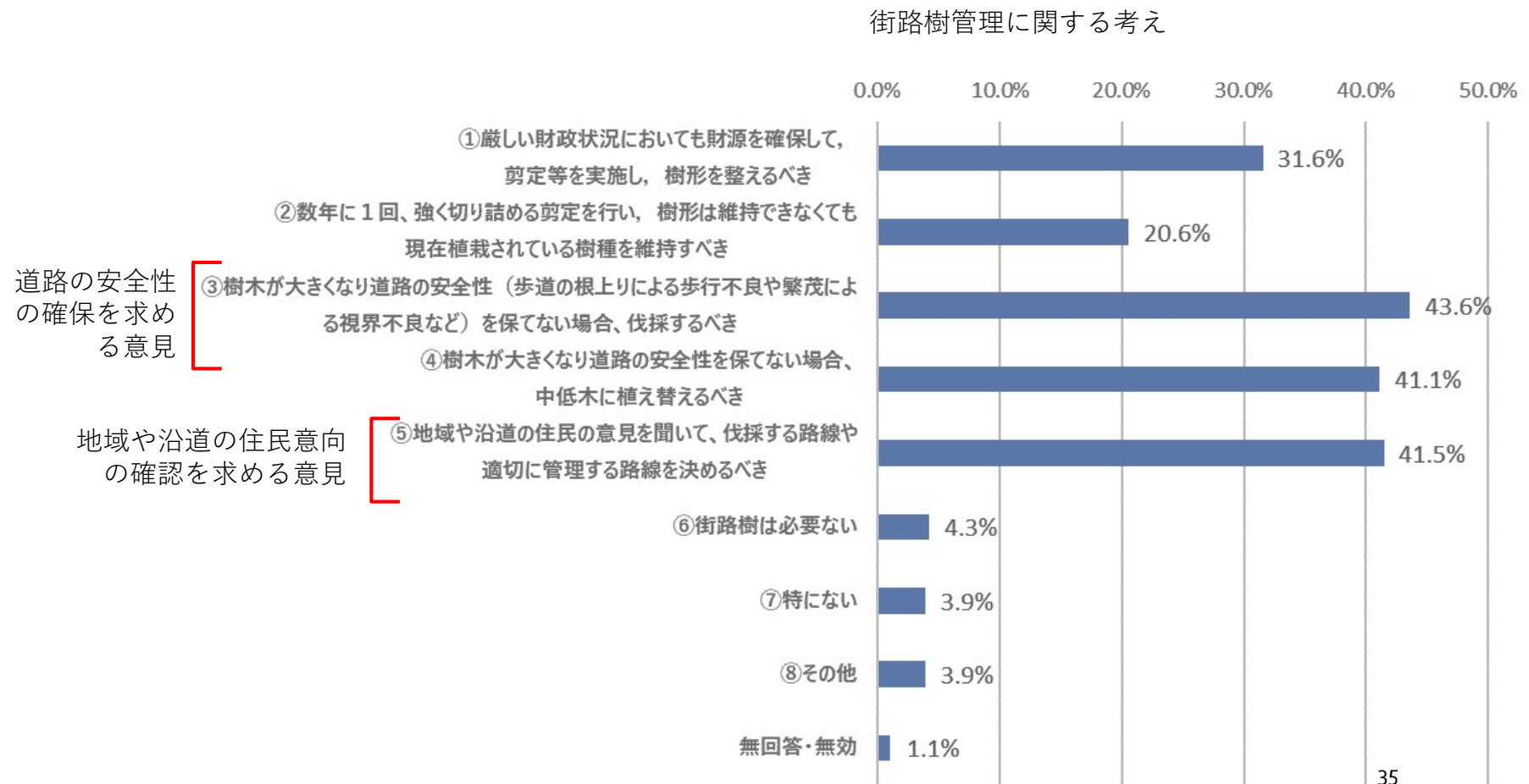
■街路樹の整備・管理に関する評価

- ①「量、質ともに十分である」の回答が最も多く、44.2%を占め、街路樹の現状について肯定的な認識をもつ市民が多い。
- ただし、量は十分と考えている人は、①44.2+②24.9=69.1%にのぼる。一方、質が十分と考えている人は、①44.2+③6.6=50.8%となる。この結果から、量は十分と考えている市民は多いが、質については市民の間で意見が分かれていることが示される、



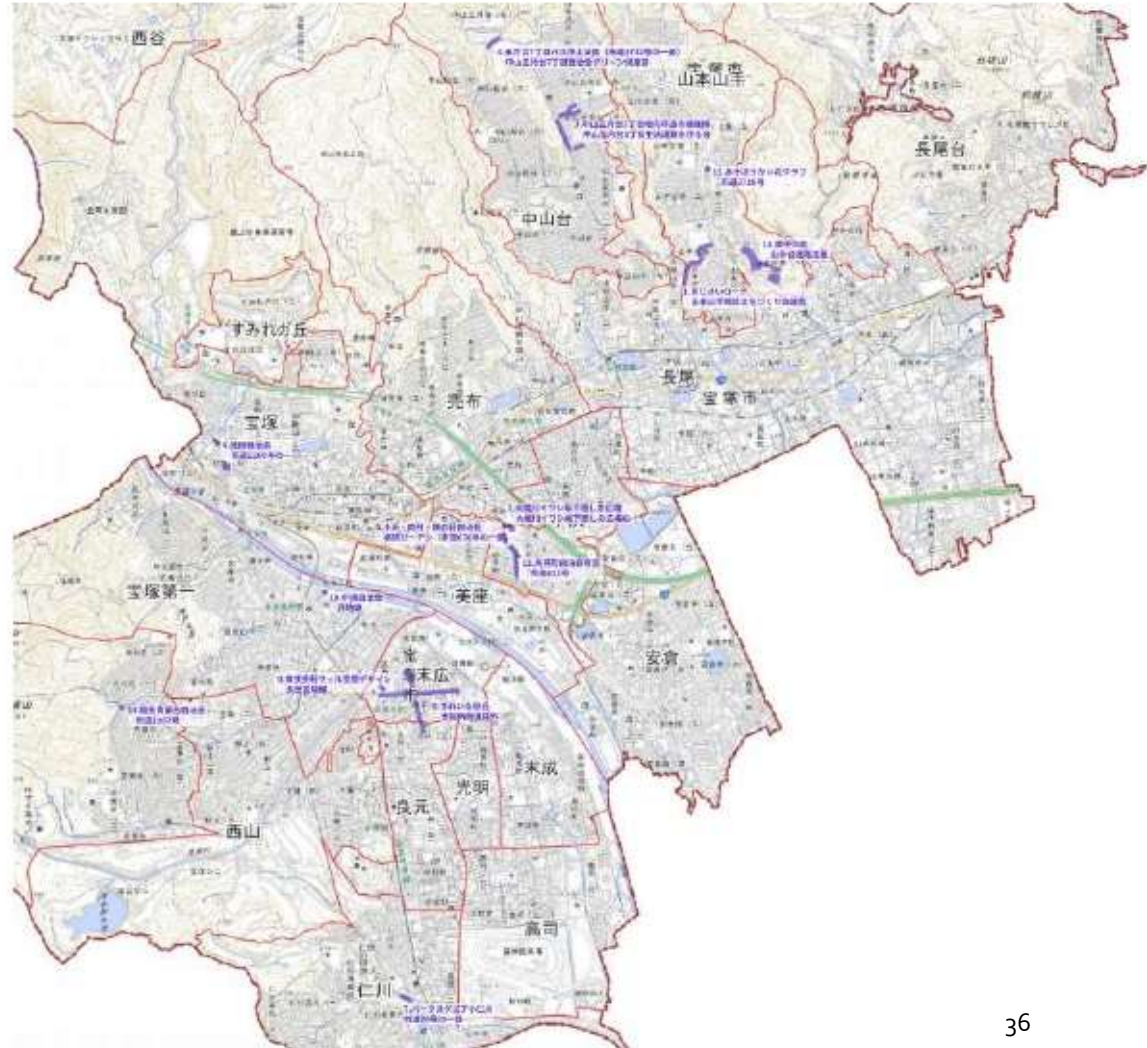
■街路樹管理に関する考え

- 街路樹の今後のあり方として、「道路の安全性が保てない場合、伐採するべき、中低木に植え替えるべき」等、**道路の安全性を求める意見が多い**。
- 一方、**伐採する場合は地域の意見を聞くべきとの意見も多い**ことに留意する必要がある。



道路アドプト

- 本市では道路アドプトは14 団体（令和6 年12 月現在）が活動している。
- 活動箇所は市の南部地域（平野部）に多く、山麓部では中山台、山本山手に多い。



本市街路樹における問題

■道路交通や歩行者への影響

(1) 狭小な歩道幅員

- 歩道有効幅員2.0m未満が21 路線存在し、**全般に狭幅員の歩道が多い。**
- 本市はおおむね阪急宝塚線を境に北側が山麓部、南側が平野部と位置付けられ、山麓部は傾斜の強い路線（坂道が多い）で、歩行者の徒歩移動も少なく、自転車の通行量も少ない。平野部ではその逆で特に自転車の通行量が多い傾向にある。



⑤逆瀬川米谷線



③⑩山本大野線

(2) 根上がり、舗装クラックの発生

- 街路樹の根系が、植栽帯を超えて大きく生長し、歩道や車道等で根上りによる段差が発生し、平坦性が失われ、**歩行者等の安全な通行の妨げとなっている路線が多く発生**している。
- 根上りが多く発生している路線は、⑮市道2679号線（アメリカフウ）、⑮市道2710号線（イスノキ）、⑮市道2700号線（マテバシイ）、⑮市道2691号線（ケヤキ）、⑮市道3094号線（マテバシイ）の5路線で、発生率が80%を超えている。



⑮安倉鴻池線



⑮市道3635 線

（３）落枝発生の危険性

- 街路樹は、自然生理現象として枯れ枝が発生する。その枯れ枝は風の影響により、突然、通行空間に落下する恐れがある。枯れ枝の発生と同時に、内的要因や外的要因に伴って徐々に腐朽や樹勢不良（衰弱している）が進行し、台風等の被災により一気に倒木する危険性も内包している。
- 自然樹形で育生している路線は樹高が高く、美しい街路樹景観を提供しているが、樹高が高いために点検も容易ではなく、適切な点検管理を実施し最大樹高を設定する必要がある。



⑤逆瀬川米谷線（市役所前区間）

（４）植栽の過密化

- 植栽当初は若木だった街路樹も植栽から数十年を経過し、幹周が1mを超えるほど大きく生長しているものが増えている。幹の生長により、車道から歩道に対する見通しや、信号や標識への視認性の悪化をもたらしている。
- 街路樹の生長に伴って、樹木相互の干渉による生長阻害や、今後さらに生長（根元直径の肥大化）が進むと、歩道有効幅員の確保が困難となることが予想されるため、適切な間引き等による過密化の解消が必要となる。



⑯市道3325 線（すみれガ丘）

■ 景観や環境への影響

(1) 強剪定による景観悪化

- 本市では限られた予算の中で多種多様な樹種の街路樹を剪定管理している。
- 中でも、特に大きく育つ樹種は、その生長速度に応じて、やむを得ず樹冠を強く剪定せざるを得なくなり、その結果、剪定直後の路線は景観的に見苦しいだけでなく、樹木にとって過大なストレスとなるため、樹勢不良や衰弱を引き起こす要因となっている。



③市道3号線（阪急仁川駅前）



⑥逆瀬川仁川線



⑤逆瀬川米谷線（阪急逆瀬川駅前区間）

■維持管理費の問題

- 本市における街路樹剪定は、高木等においては基本的に2～3年に1回程度、低木においては1年に2～4回の頻度で剪定作業を実施している。
- 剪定頻度は樹種により異なるが、生長の早い高木樹種では毎年剪定する必要がある路線もあり、大木化に伴う“過密”かつ“肥大”により、剪定頻度が増える傾向にあるとともに、生長に比例して1本あたりの剪定費用も高額になってきている。
- また、本市は低木植栽が多く、低木の剪定管理が街路樹管理費に占める割合が高い。
- 今後、少子高齢化による歳入減少、街路樹の肥大生長や人件費の高騰等、社会情勢の変化に伴い、現状に増して適正な維持管理を実施することが困難になってきている。

街路樹管理の方向性

(1) 街路樹管理の基本方針

【課題の整理】

- ・ **狭小な歩道幅員**
- ・ 樹木の**生長・植栽基盤の容量不足**による根上り・舗装クラックの発生
- ・ 樹木の**過大生長**による落枝発生の危険性・植栽の過密化
- ・ 維持管理費の不足で毎年の剪定管理が困難な状況である
 - ➡ 建築限界確保が困難、**強剪定による景観悪化**
 - ➡ 今後も**維持管理費の縮減傾向**が強い
 - ➡ **低木管理費の比重が高い**
- ・ アンケート調査結果より量的には満足、**質的には課題**がある
- ・ 市民の街路樹管理への**参加意欲は低い**

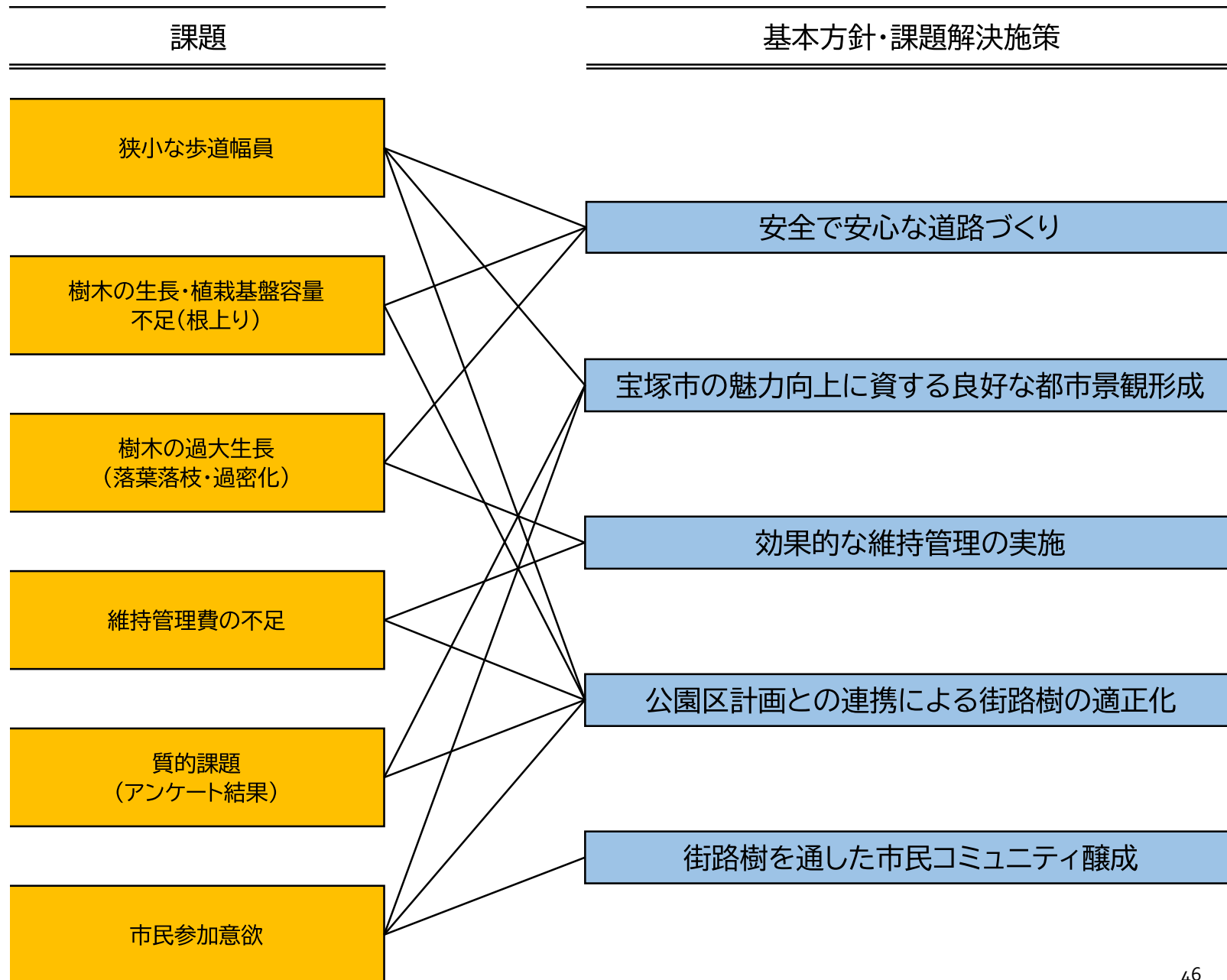
(目標)

道路空間の安全性を確保し、魅力があり、歩きたくなる歩行空間を提供している
街路樹を将来にわたり育生・継承していくこと

- この「目標」を達成するため、**市域全体のみどりのあり方と整合をとり、宝塚市全体の街路樹のあり方**を踏まえ、地域や路線等の特性に対応した街路樹のあり方についての検討を行い、基本方針を設定する。
- 目標を達成するためには、**維持管理の質を担保し、アセットマネジメントに基づく街路樹の更新**を行っていく必要がある。
- 少子高齢化に伴う歳入減や、街路樹の生長に伴う維持管理コストの増など、現状の維持管理を続けていくことが困難な状況が予想される。
- 総量規制を行うことで維持管理の質を担保し、**選択と集中を行うことで“植木のまち宝塚”にふさわしい維持管理を行っていく**ことを基本的な考え方とし、基本方針を次のとおり設定し、その実現にむけた課題解決施策を検討する。

街路樹管理の基本方針

- ① 安全で安心な道路づくり
- ② 宝塚市の魅力向上に資する良好な都市景観形成
- ③ 効果的な維持管理の実施
- ④ 公園区計画との連携による街路樹の適正化
- ⑤ 街路樹を通した市民コミュニティ醸成



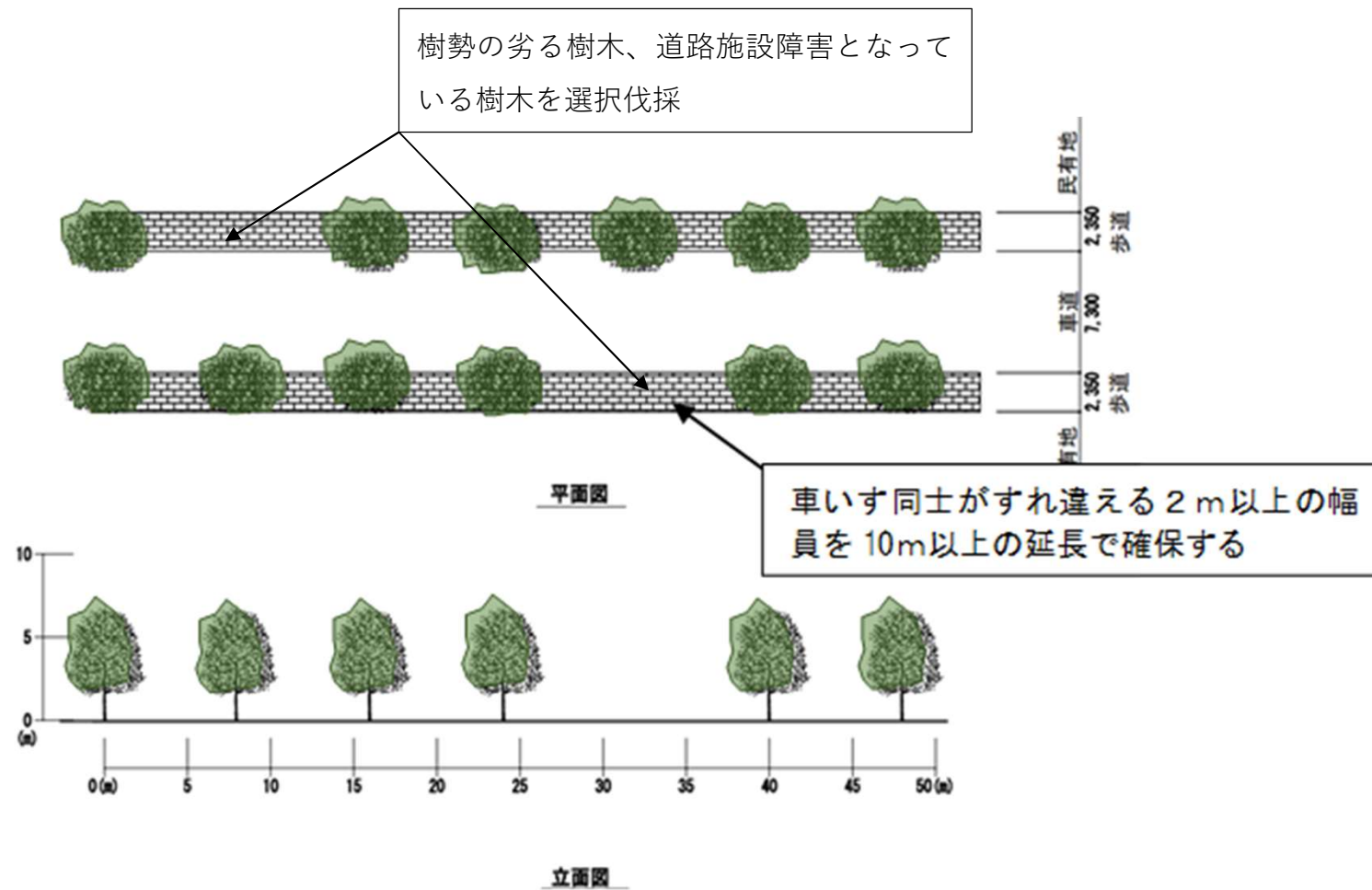
基本方針の実現に向けた課題解決施策

基本方針 1 安全で安心な道路づくり

本市の街路樹は、歩道幅員が2.0m 未満の狭小な歩道に街路樹が多く植えられており、すれ違いが困難であるほか、根上がりによる歩道空間の安全性が担保できていない現状がある。市民アンケート調査では、道路の安全性を求める声が多く寄せられており、対策が急務となっている。

- 道路整備にかかる各種計画と整合を図りつつ、有効歩道幅員に基づく街路樹のあり方を検討する。また、道路改良を行う場合は**植樹柵の改良（規格形状、植栽基盤等）を行うなど、街路樹の長寿命化の視点を取り入れる。**
- 歩道幅員が狭い箇所では、街路樹を限定的に択伐し歩道空間を確保する。この場合、山麓部と南部の平野部では都市景観形成の観点が重要な視点となり、みどり豊かな山麓部では対象路線内での全高木伐採も視野に入れる。**緑の量が少ない平野部では街路樹が貴重なみどりを提供しているため、一律の考え方で歩道有効幅員を確保するのは不適切で、道路構造令の1.5車線の道路整備の考え方を歩道に適用し、部分改良により必要な個所で有効歩道幅員を確保するため、例えば5本に1本間隔で街路樹を択伐し、すれ違い待機部分（ゆずりあい）を確保に努める。**
- 樹木の腐朽、老木化等により倒木の恐れがある場合は、伐採・植替えを行う。
- 根上りが顕著な路線は、伐採・植替えならびに歩道の改修に努める。

ゆずりあい区間確保（例）



基本方針 2 宝塚市の魅力向上に資する良好な都市景観形成

街路樹は街の景観形成や環境保全等に大きく貢献している。街路樹はみどりの景観を創出し、その**緑陰は歩行者に快適な空間を提供する不可欠なもの**となっており、**上質な街路樹景観を形成していくことは都市の魅力向上に寄与するもの**である。

- 街路樹を**地域の貴重な財産**として、**アセットマネジメントの考え方**に基づき、**良好な街路空間の形成**をはかる。
- みどりが少ない**南部の平野部**では、街路樹が**貴重なみどり**であるため、**伐採ではなく植替え**を念頭に計画を行う。
- 宝塚市の街路樹景観の顔となる「**シンボル路線**」を設定し、**重点的に再整備や維持管理**を行う。

基本方針 3 効果的な維持管理の実施

街路樹の維持管理に関して、適切な管理を行うための予算が年々減少してきており、**現在の維持管理を継続して行うことが困難**になってきている。また、現在の発注体系では年度ごとに異なる業者が剪定作業を請け負っており、**計画的な街路樹管理（街路樹を育てること、生長による樹形を予測した剪定など）が出来ていない**状況にある。今後、市職員が減少していく中、より効果的な維持管理手法を導入していく必要がある。

- 街路樹剪定作業の**包括管理（3～5年契約による中～長期計画）導入**を進める。
- 街路樹の現況を検証し**植栽管理数（高木・低木）の最適化**をはかる。
- 高木が植栽されている単独樹の低木については撤去を検討する。
- 低木の連続樹においても、周囲の状況を勘案し、必要性が低い場合は伐採を検討する。
- みどりが多い山麓部については周囲の状況を勘案し、伐採等を検討する。

基本方針 4 公園区計画との連携による街路樹の適正化

公園区を一つの区域として、公園区における街路樹の量、公園緑地のみどりの量に着目し、相互補完の関係性のもと整理をするという考え方で、**公園緑地が少ない公園区であれば街路樹で補う、街路樹が乏しい公園区であれば公園緑地のみどりで補うことで適正化を図る。**

- 住民参加による**低木管理や清掃作業（道路アドプト）を推進**する。
- 住民参加による街路樹植樹柵内の花修景（緑化団体等）を推進する。
- 公園の緑と重複する箇所の街路樹を撤去し公園の見通しを確保する。
（外景観：街路から見た公園の景観・内景観：公園内から見た街路景観）

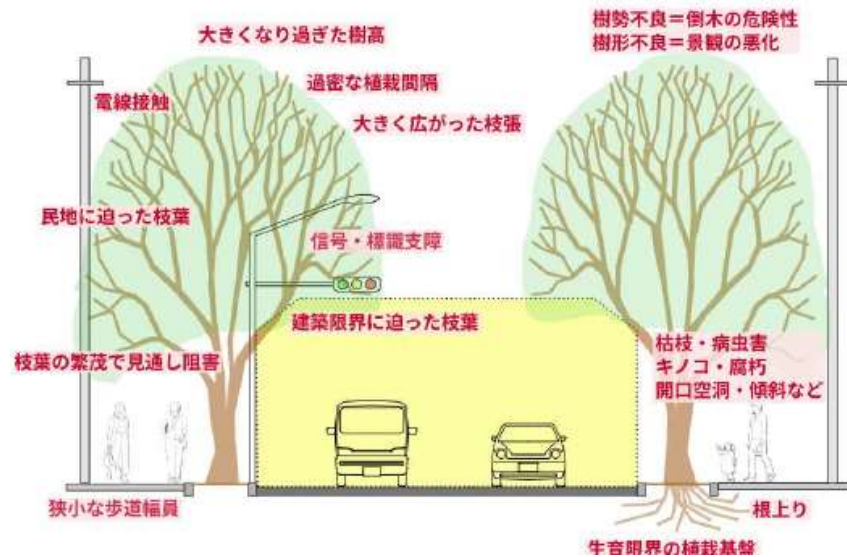
基本方針 5 街路樹を通した市民コミュニティ醸成

現在、本市で活動する市民や企業により構成される道路アドプトは14団体、市内の公園 や街路で緑化活動を行っている緑化団体は119団体となっており、みどりの**管理を地域が担ってもらうことで、地域コミュニティの醸成が図られ、緑化への愛着がうまれている**。しかし、こうした活動が高齢化による担い手不足が顕著となってきている。また、市民花壇や街路樹への市民参加は、道路管理課、公園河川課がそれぞれの要綱で運営しており、統一されたルールが示されていないことがボランティア活動参加への障壁となっていると考えられるため、協働のルール作りを行う必要がある。

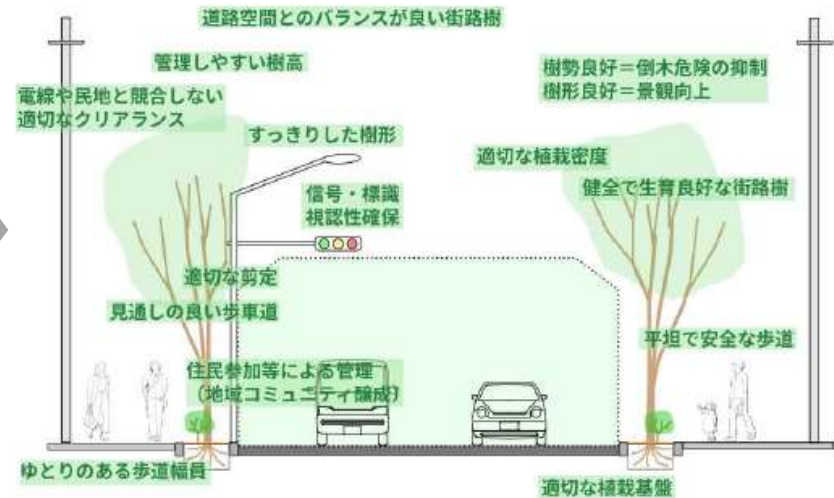
- 市民花壇等で**活動している団体の情報発信や支援**を行い、活動団体の増加を図る。
- 市民花壇や街路植樹における**協働のルール**を作り「みどり」を通した住民相互のコミュニティ醸成を図る。

期待される効果

街路樹の現状・課題



期待される効果



- ・ 健全で生育良好な街路樹
- ・ 道路空間とのバランスが良い街路樹、良好な樹形、適切な植栽密度
- ・ ゆとりのある歩道幅員や平坦で安全な歩道、信号・標識の視認性確保
(電線や民地と競合しない適切なクリアランス)
- ・ 住民参加等による管理（地域コミュニティ醸成）

【関連事項】

- ④ 都市計画公園見直しガイドライン素案の確認
- ⑤ シビックゾーン魅力向上に向けたサウンディング実施方針等の確認

④ 都市計画公園見直しガイドライン素案 の確認

ガイドラインの位置づけと見直しの進め方

ア) ガイドラインの位置づけ

- 「宝塚市みどりの基本計画」にもとづき、また、平成25年8月に兵庫県が策定した「都市計画公園・緑地（市町決定）の検証に関する基本的な考え方」を踏まえたもの。

イ) 見直しの進め方

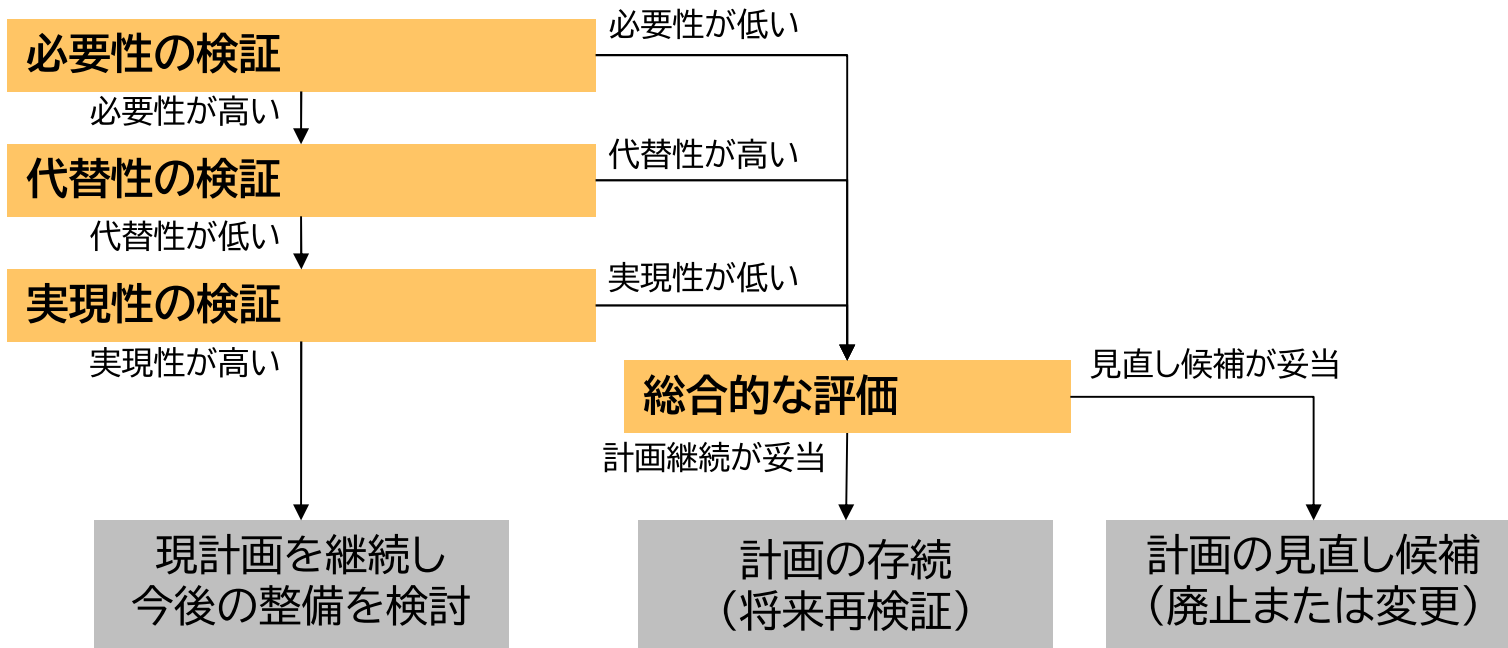
- 対象公園の検証は、**必要性、代替性、実現性についておこなう**。そのうえで、**必要性が低い等の評価が行われたものについては、総合的な評価**をおこない、計画見直しの候補とするか、計画を存続するか決定する。
- なお、各視点における検証は、**各視点に対応した評価項目を定め、評価点方式で実施**（評価点の合計が基準を満たせば、必要性等があると判定）。

見直しの流れは次項のフロー図を参照

都市計画公園の見直しの流れ (都市計画の見直し案の検討まで※)

①見直し対象の選定

②検証の実施



③都市計画の見直し案の検討

※③都市計画の見直し案の検討後、地域との合意形成、都市計画見直し案の決定等を実施。

検証の方法

検証に当たっては、住区基幹公園など「身近な公園」と、都市基幹公園など「その他の公園」に大別し、それぞれ検証をおこなうこととします。

身近な公園とその他の公園の検証方法

身近な公園

住区基幹公園のほか、住区基幹公園以外の公園で地区公園の標準面積よりも小規模な公園は、「身近な公園」と位置づけます。身近な公園は、地域に一定以上配置されるべきものであり、周辺の公園緑地や類似する施設の配置や総量など客観的な評価項目にもとづく判定を実施します。

その他の公園

身近な公園以外は「その他の公園」と位置づけます。その他の公園は、市民全体の多様なニーズに対応した、広域的な利用も見込まれる施設であり、公園ごとの目的や機能、特性も異なるため、一律に検証することは適切でないと判断し、個別に検証を実施します。

※地区公園の標準面積は4ヘクタール（ha）

身近な公園の検証方法

■検証の視点

- 必要性、代替性、実現性の3つの視点で検証をおこない、必要性が低いなど計画見直しの候補となりうる箇所については、地域ニーズの有無や計画変更後の土地利用の影響等の観点から総合的な評価をおこないます。
- なお、必要性等の検証に際し、検証対象とする「地域」の単位は、原則、まちづくり協議会の範囲（概ね小学校区に相当）とします。

身近な公園の検証・評価の視点

必要性の 検証	上位計画の位置づけ、当該公園が所在する地域における公園機能の提供状況など、整備の必要性の有無を検証します。
代替性の 検証	必要性が高いとされたものについて、既存の代替機能や施設等の有無を検証します。
実現性の 検証	代替性が低いとされたものについて、計画地の状況や関連計画の有無など実現性の有無を検証します。
総合的な 評価	地域のニーズやまちづくり計画、都市計画変更後の土地利用への影響など、都市計画の見直しの適否について総合的な評価をおこないます。

① 必要性の検証

- 上位計画の位置づけ、既存の公園緑地の配置や整備の状況、当該公園そのものの整備状況など4つの評価項目について検証をおこないます。
- 評価点の合計が3点以上であれば、「必要性が高い」と判定、イ) 代替性の検証に移行します。合計が3点未満であれば、「必要性が低い」と判定し、エ) 総合的な評価に移行します。

必要性の検証

評価項目	概要	評価点
上位計画の位置づけ	当該公園には、上位計画の位置づけがある。	当てはまれば1点
誘致圏カバー状況	当該公園の誘致圏について、他の公園緑地の誘致圏によりカバーされている範囲が90%を下回る。	当てはまれば1点
地域の公園整備状況	公園区（※）の一人当り公園面積が1㎡を下回る。	当てはまれば1点
計画決定区域の整備状況	当該公園の整備済み箇所の面積が計画決定区域面積の90%を下回る	当てはまれば1点
		合計が3点以上で必要性高い

② 代替性の検証

- 必要性が高いと判定された場合、**上位計画で位置づけられた機能の代替、既存の公園緑地やその他施設による機能や誘致圏の代替など3つの評価項目**で代替性の検証をおこないます。
- 評価点の合計が2点未満であれば、「代替性が低い」と判定し、ウ) 実現性の検証に移行します。合計が2点以上で、「代替性が高い」と判定し、エ) 総合的な評価に移行します。

代替性の検証

評価項目	概要	評価点
上位計画の代替	当該公園の誘致圏内に、上位計画で位置づけられた機能を代替する施設等（※）がある。	当てはまれば1点
機能の代替	当該公園の誘致圏内に、整備済みの公園緑地や代替施設（こども遊園、運動施設、集会所等）がある。	当てはまれば1点
誘致圏の代替	当該公園の誘致圏が、整備済みの公園緑地や代替施設の誘致圏により90%以上カバーされている。	当てはまれば1点
		合計が2点以上で代替性高い

※上位計画で定められた位置づけの内容によるもので、環境保全等であれば地域制緑地、生産緑地等の指定など。

③ 実現性の検証

- 代替性が低いと判定された場合、**土地利用の状況や取得コストの規模、関連計画の有無など2つの評価項目**で実現性の検証をおこないます。
- 評価点の合計が2点未満であれば、「実現性が低い」と判定し、エ) 総合的な評価に移行します。合計が2点以上であれば、「実現性が高い」と判定し、現計画を継続し今後の整備について検討を行うものとします。

実現性の検証

評価項目	概要	評価点
土地利用の状況	当該公園の計画地に、継続性の高い土地利用（※）が行われていない。	当てはまれば1点
取得コストの規模	当該公園の計画地取得に必要な買収額が相当に小さい。	当てはまれば1点
関連計画の有無	当該公園の計画地に、10年内の再開発や区画整理等の関連計画がある。	当てはまれば1点
		合計が2点以上で実現性高い

※継続性の高い土地利用には、住宅や商店、工場等の建築物、社寺や墓地など。

④ 総合的な評価

必要性が低い、代替性が高い、実現性が低いと判定された場合、地域のニーズやまちづくり計画の有無、都市計画変更後の土地利用への影響等など、都市計画の見直しにおいて特に考慮する要素について総合的な評価をおこないます。

《総合的な評価の視点》

ア) 地域のニーズ

公園の新規整備を求める地元要望、まちづくり計画などがある。

イ) 廃止後の土地利用等への配慮

当該計画の廃止後の開発等により、地域における緑の質と量、市街地環境の低下を誘発する恐れがある（※）。

※計画地の土地利用現況が、学校などの公共施設、寺社仏閣、墓地等であり、長期間にわたり土地利用の継続が見込まれる場合は、配慮の必要性が低いとみなします。

その他公園の検証方法

■検証の視点

- 都市基幹公園や住区基幹公園の標準面積を超える規模の公園は、市民全体の多様なニーズに対応した、広域的な利用も見込まれる施設であり、公園ごとの目的や機能、特性も異なります。
- そのため、その他の公園については、都市計画決定（変更）された当時に求められていた機能について、現在も必要性があるか等の必要性の視点、他の施設等で代替できないか等の代替性の視点、土地利用の状況など実現性の視点から、各公園個別に検証をおこなうものとします。

検証後の流れ・進め方

都市計画の見直し 候補とされた公園

公園等の種別や規模、地域の実情に応じて、順次、都市計画見直しの手続きを実施

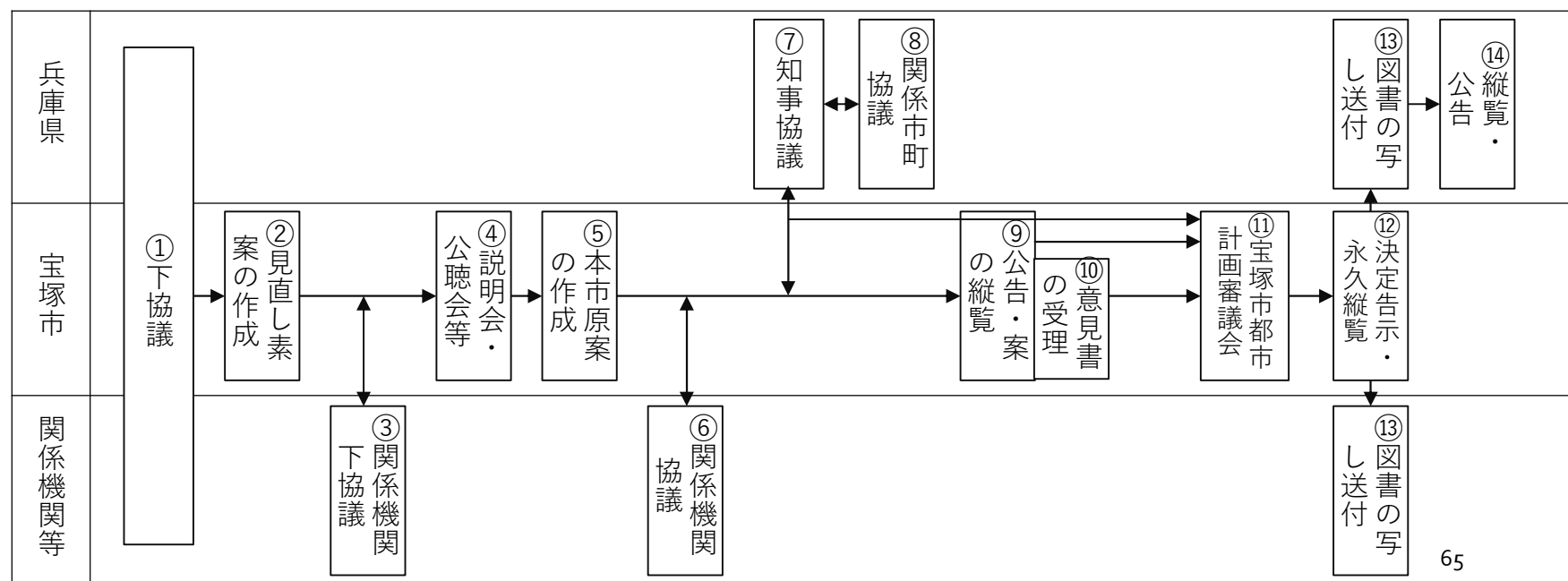
今後の整備について検討 を行う公園

必要性や実現性、事業効果等の総合的な判断による優先性を評価し、都市計画の早期実現をめざす

必要性が高いものの当面は実現性が低く、代替も困難な公園

整備手法等について検討し、将来的に情勢変化が生じた場合は再検証を実施

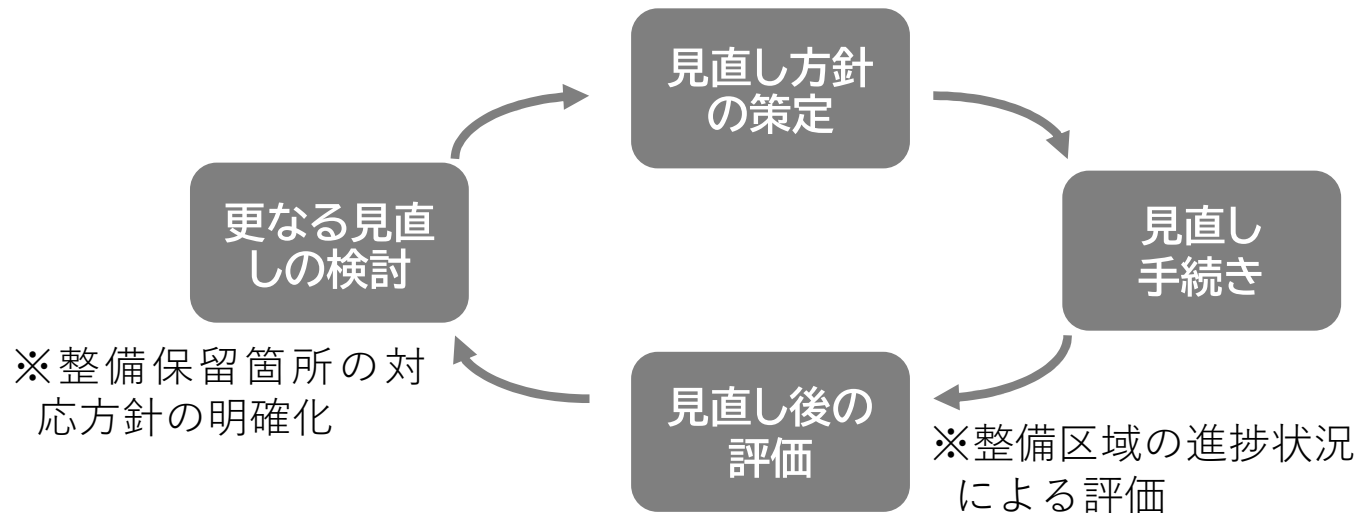
都市計画見直しの手続き



今後の見直しの進め方

- 今後は、概ね10年に一度を目途に見直しを行うものとします。
- それ以外の場合においても、社会経済情勢の急激な変化など都市計画公園の必要性に変化が生じた場合は、適宜必要な見直しを実施します。

今後の見直しの進め方イメージ



② シビックゾーン魅力向上に向けた サウンディング実施方針等の確認

※「サウンディング」とは、市場の反応を事前に調査する手法を意味します。

本事業では、市役所をはじめとする公共公益機能や健康・スポーツ機能が集積している市役所を中心とする一体の施設整備・運営について民間事業者の参入を求める場合、事業者側の事業成立に関する考えや事業内容の提案などを確認する調査を意図しています。

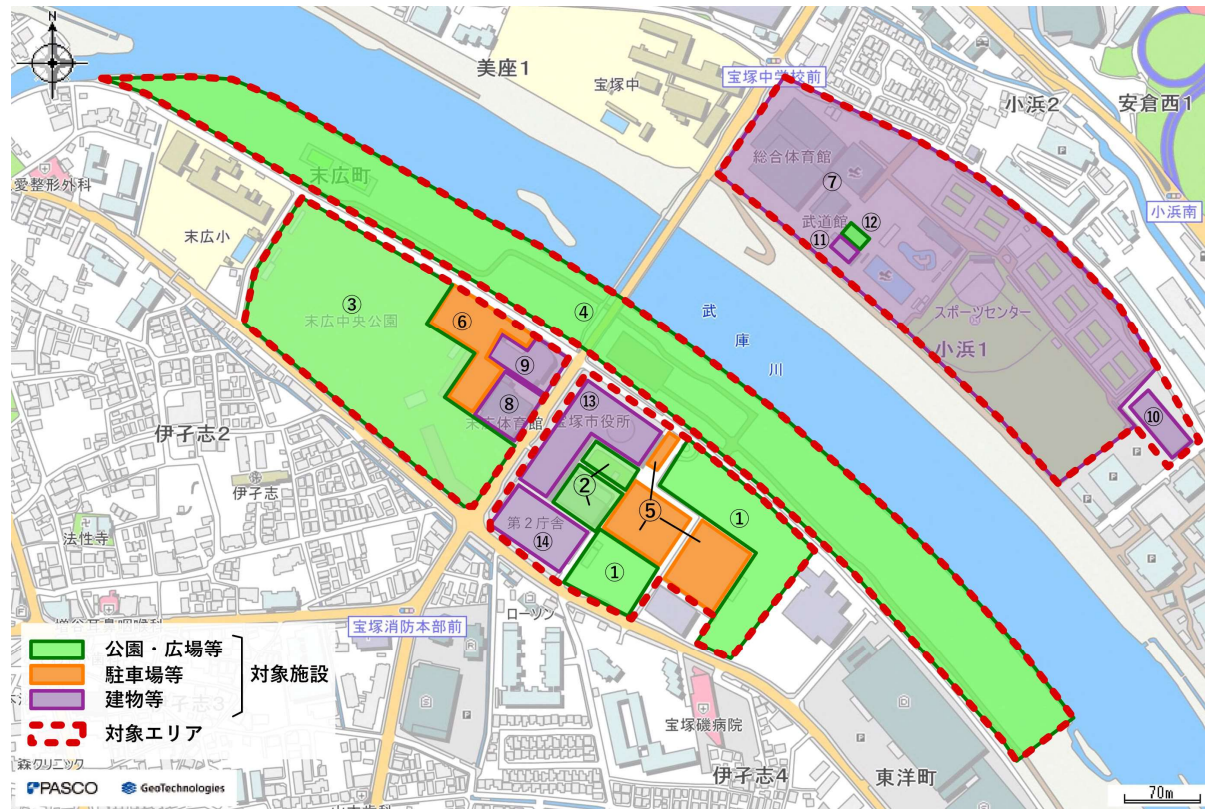
調査の目的

- シビックゾーン（※）のにぎわい、市民の暮らしをサポートする場として活性化を図るべく、民間活力導入による一体的な利活用を検討しています。
- 民間事業者やNPO 法人、自治体等の任意団体、それらで構成するグループ等（個人以外）を対象に対話を通じた意見交換を行います。
- シビックゾーンの魅力向上に向けた様々なアイデアや意見等をお聞きし、シビックゾーン内の対象施設の包括管理・指定管理、新たなハード整備も含めた公民連携事業の可能性の確認や、今後の事業者公募に向けた条件整理のために実施します。

※シビックゾーンとは、市役所をはじめとする公共公益機能や健康・スポーツ機能が集積している市役所を中心とする一体をさします。

対象施設

- 対象施設は宝塚新大橋付近の武庫川兩岸に位置する下記に示す公共施設とします。

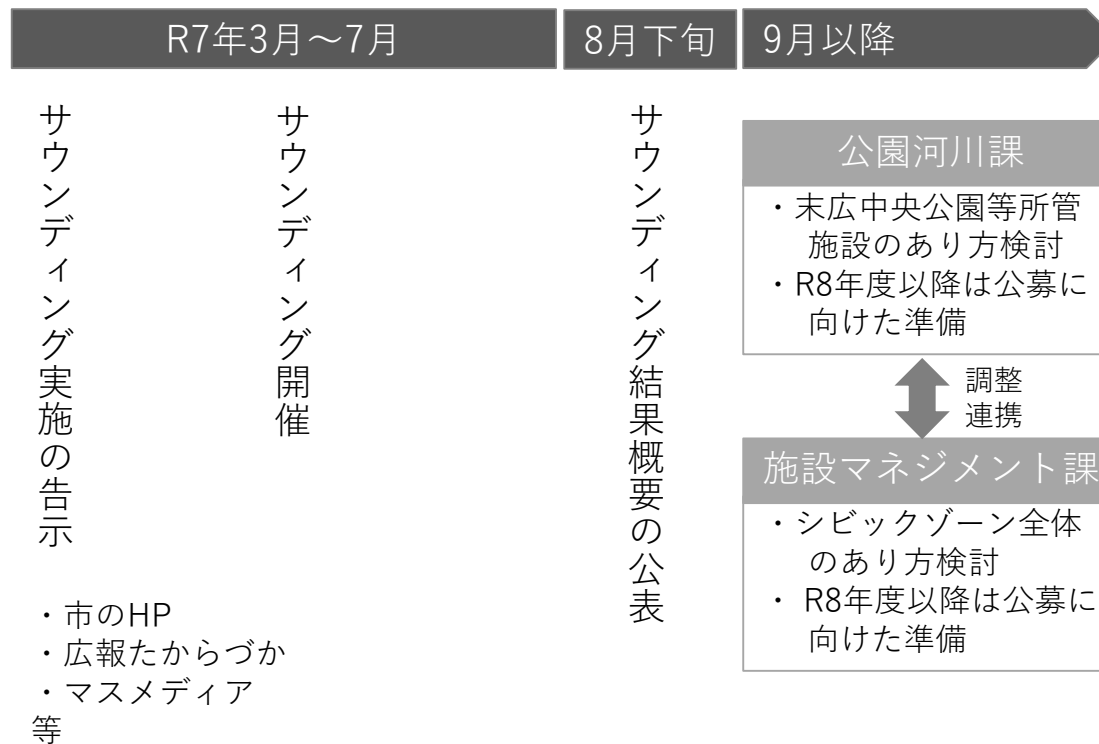


	施設名	所管課
①	市役所前ひろば	公園河川課
②	中庭ひろばと市役所ロータリー	管財課
③	末広中央公園	公園河川課
④	武庫川河川敷緑地	公園河川課
⑤	市役所内駐車場（市立駐車場A）と市役所公用車駐車場と市役所駐輪場	管財課
⑥	末広中央公園駐車場（市立駐車場B）	公園河川課
⑦	市立スポーツセンター	スポーツ振興課
⑧	末広体育館	スポーツ振興課
⑨	中央公民館（東公民館、西公民館含む）	社会教育課
⑩	教育総合センター	教育研究課・支援課
⑪	教育総合センター分室1	教育研究課・支援課
⑫	教育総合センター分室1グラウンド	教育研究課・支援課
⑬	市役所庁舎	管財課
⑭	市役所第2庁舎	管財課

スケジュール

《要目》

- 3～7月 サウンディング開催
- 8月下旬 結果概要の公表
- 9月以降、サウンディングを受けた「あり方」検討



説明資料は以上でございます。
ご清聴ありがとうございました。